

# 堀河院の御時百首の歌めしける時

上野理

題は金葉集巻頭歌の詞書の一部をとった。堀河百首の勸進から奏覧への過程、その目的や勸進者等の考証や推察を意図している。しかし、「堀河百首」という書物の成立過程はまったく問題にしていない。

後拾遺集と金葉集とのあいだに、大きな変動を認め、和歌史を区分しようという試みも可能かもしれない。だが、筆者はその時点を、拾遺集前後の娶の歌から晴の歌への変化に認め、それをうけた、後拾遺集の新しい試みが、堀河百首や金葉集にうけつがれている、両集の關係は深く、歌壇史的にも後拾遺集歌壇が堀河百首の時代に復活し、金葉集を形成するのだと考えている。<sup>(注)</sup>この証明にはまだ多くの証拠と論理を必要としているので、その準備として堀河百首の基礎的な諸問題を考え、それをおして、この期の和歌やそれをささえた歌壇の特色を論述することにした。

注 「後拾遺集と金葉集」(『国文学』昭和四〇年三月)

1

石田吉貞氏も指摘しているが、徒然草文段抄に八堀河院の百首

は兩度の百首あり。初度の百首は権大納言藤原公実勸進也<sup>レ</sup>とあり、慈延の堀河院初度百首抄には八頭書古本奥書曰、此百首和歌実<sup>ニ</sup>非勸説、唯春宮大夫公実発起、各随喜<sup>レ</sup>詠<sup>レ</sup>之、於<sup>ニ</sup>彼大夫家<sup>一</sup>被<sup>レ</sup>講<sup>レ</sup>之、其後及<sup>ニ</sup>叡聽<sup>一</sup>、切<sup>ニ</sup>統<sup>レ</sup>之、仍号<sup>ニ</sup>堀河院百首<sup>一</sup>とある。つまり、発起人は公実で当時の歌人がそれにしたがいが、その後堀河天皇が聞きつける。そして切統をした。本来は勸命に出たものではなかったという説である。慈延のいう古本の奥書は、橋本不美男氏の紹介している書陵部所蔵の鷹司本の奥書などを考えればよいのだろう。この本は近世末の書写ではあるが。

元応元年九月 日以九条二品隆教卿本校合<sup>□</sup>事注付之

<sup>彼奥書曰</sup>俊頼朝臣自筆本書写了、於朱砂点者以肥後公家本移了云々

件肥後公家本点ヲハ此事ニハ不点ヲ懸

此百首和歌実非勸宣、唯春宮大夫発詞、各随喜之<sup>レ</sup>詠、於彼大夫家被講之、其後及叡聞、令覧之、被切統之、仍号堀河院

百首云々

題者江納言

此説不審誰人説哉 戸部在判

正応三年九月七日戊剋書写了

厩品中郎将藤原朝臣書判

三条大納言本紙伝来（花押）（鷹司政通）

己春写、初一兩枚愚筆、終吉顯筆

右の奥書によれば、正応三年（一二九〇）以前にこうした説があり、またすでに八この説不審なり、誰人の説なるか $\checkmark$ と疑うものもいたのである。

注一 「堀河院百首の成立その他について」（『国語と国文学』

昭和九年九月）

二 「堀河院御時百首和歌伝本考」（『文学語学』昭和三八年九月）

勅進なり披講なり奏覧なりの年次考証の資料は明確なものがなく、右のような所伝を重視することになるのである。よく堀河百首が康和年間に成立したようにいわれるが、根拠は群書類従の注記らしく、それ以上のことはわからない。康和年間説がどこから出たか、いまのところ不明というほかはないが、この程度のもなら、ほかにもあり、橋本氏が紹介した書陵部所蔵本（江戸初期写）には尾に八長治元年<sup>二條</sup>とあるのである。

## 2

諸本の奥書や勅物についての検討は、ひとまずおき、堀河百首の成立を論じるさいにかならず問題にする今鏡の記載を考えることにする。

また時の歌詠み十四人に、百首の歌、おのおの奉らせ給ひけり。男・女・僧など、歌人皆名顯れたる人々なり。題は匡房中納言ぞ奉りける。この世の人、歌詠むなかだてには、それなむせらるなる。尊勝寺造られ侍りける時、殿上人花鬘あてられて侍りけるに、俊頼歌人にておはしけるに、百首歌案せんとすれば、五文字には花鬘とのみ置かるゝといふと聞かせ給ひて八ふびむの事かな $\checkmark$ とて、免かせ給ひけるとぞ聞え侍りし。

組題は匡房が提出し、その時期は尊勝寺が作られたときであったといひ、天皇から花鬘の調達を命じられていた俊頼はどうしてもそのことに心をうばわれ、百首に苦しんでいたので、同情をうけて花鬘の方は免除になったというのである。この所伝には一二の疑問がある。まず尊勝寺は白河法皇の勅願寺であったのになぜ堀河天皇が殿上人の俊頼に花鬘を科したかということである。第二に尊勝寺の落慶供養は康和四年（一一〇二）七月二日であったから、花鬘を命じられたのはそのしばらくまえのことであろう。そのころ題が出され、百首を考えていたことになるのだから、出題者大江匡房が太宰府から帰京したのは六月一三日でその間、四〇日であり、あわただしすぎないかという心配がある。かりに、今鏡や古来の所伝のうち八題者匡房 $\checkmark$ を否定しても、彼は歌人であるから、太宰府にいる匡房に作らせるのが無理である以上、条件はほとんど変化しない。すくなくとも、堀河百首の勅進は康和四年六月一三日以後のことではなくてはならぬ。

八尊勝寺造られ侍りける時 $\checkmark$ は他に考えようはないものだろう

か。寺が造営されたときという落慶供養の行われたある一日を思う。だが、寺は一日にしてならない。その後も、堂塔は増加していく。つまりある幅をもたせて考えるべきなのであろう。花鬘はたしかになにかの供養のりに懸げられるが、尊勝寺における落慶供養はたった一度のことではなかった。天皇が殿上人に花鬘を命じるそんな供養をさがしてみるべきであらう。中右記によると、長治元年（一一〇四）二月二十九日天皇は尊勝寺に一切経を供養している。金堂にはこの時花鬘がかけられていた。また、同じく中右記長治二年一月十九日の条には、尊勝寺で阿弥陀・准提・法華の新堂が供養されたが、子育ての准提堂は天皇がとくに祈願して建立し、特別な供養が行われ、匡房が願文を書いたと記録されている。他にもこうした例を発見することができるだろう。今鏡が書かれた数十年後になって尊勝寺が造られつつあった数年間を八尊勝寺造られ侍りける時 $\checkmark$ ということは十分に考えられることがらである。

### 3

はば百年ほどのちの正治二年（一一〇〇）に俊成は「後鳥羽院初度百首」に、定家らが作者として加えられるよう院に奏状を書いた。和字奏上である。文中、作者の年令にふれた部分があり、堀河院の御時、国信・師頼・師時みな年三十余のものどもにてこそ候へ。俊頼・基俊は五十のよはひにて候ひき。匡房は六十のよはひに候けむ。

逆算して、堀河百首の成立年次を算出する方法が考えられた（石

田氏前掲書）。本稿は善本といわれる静嘉堂本によったが、文章から考え、年令は概数を記したと見るべきであらう。国信・師頼・師時が三〇歳になったのは、それぞれ承徳二年（一一〇九八）・承徳元年（一一〇九七）・長治三年（一一〇六）で、一〇歳以上のひらきがあるので、 $\wedge$ みな年三十余 $\checkmark$ という記載は不都合である。匡房が六〇歳になったのは康和二年（一一〇〇）で、以上は公卿にのぼったために、年令は明瞭だが、俊頼・基俊の場合は推定年齢である。俊頼がこの時、五〇歳であったことは、百首中の彼の述懐題長歌に $\wedge$ （前略）かかる憂き身のつれもなく経にける年を教ふれば、いづの十になりけり $\checkmark$ とあるので裏書きされるが、彼の生年は不明で、天治二年（一一二五）四月に完成を奏上したと考えられている二度本金葉集の巻末歌に、散本奇歌集には $\wedge$ 金葉集の奥に、御覧じあはれべとおほしくて、書きつけはべりける $\checkmark$ とある

七十になるまで、つかさもなくてよろづにあやしきことを思ひつゞけて

ななそちに満ちぬる潮のはまびさし久しくよにも埋れぬるかな右の歌から七〇年を逆算して生年を推測し、さらに五〇歳である長治二年（一一〇五）が算出されるが、二度本金葉集の成立年次の推定に誤りがなく、正治奏状の記事が正確で、しかも、俊頼の二首の歌に詠まれた七〇・五〇という歳が概数ではなく、みな正確であるという多数の前提の上に立つものである。長治二年前後であるという証拠にはなっても、俊頼の年令からではそれ以上は無理である。基俊の場合も同様である。無名抄の所伝によると、

康和五年になるが、古今著聞集にしたがえば長治二年、百人一首一夕話の説では長治元年となつて、正治奏状の記載を信用しても明確にはならない。

注 井上宗雄・松野陽一兩氏「正治二年俊成卿和字奏状」(『和歌文学研究』昭和三八年七月)

年令による推定では俊頼の場合がある程度利用できるが、やはり仮説が多すぎるのである。この方法では、むしろ従来、注意されていない仲実がもっとも有効であろう。述懐題を仲実は旋頭歌で詠んだが、

隙過る駒よりもとき陽炎の玉きはる世をいそぢの春に逢にける哉

右によつて五〇歳の春を迎えたことがわかるのである。仲実は永久六年(一一一八)三月二六日に六二歳で卒去したと中右記にあるので、五〇歳は長治三年となるのである。ここに推定はない。ただ俊頼が五〇歳の老をなげた長歌につづいて、仲実の六句体の歌があり、同じく五〇歳を詠んでいるのが少し気になる。偶然というより二人が相談したとみるべきで、仲実の五〇歳というのも概数であるかもしれないが、いまは五〇歳は、正確なもので、最終段階において手を加えたと考え、長治三年春以降に成立したと推定する一つの根拠にした。

仲実の年令によると正治奏状のうち師時・基俊はあてはまるが、国信・師頼・匡房は適當とはいえない。正治奏状の記事は矛盾があつており、この部分はまだ信頼することはできない。

統本朝通鑑が当時一部にいわれていた康和年間成立を否定したのは、作者の官位記載を論拠にしたのであった。石田吉貞氏もこの方法を採用している。

正二位行権大納言兼春宮大夫藤原朝臣公実卿

正二位行権中納言大江朝臣匡房卿

正二位行権中納言源朝臣国信卿

参議正三位行右兵衛督源朝臣師頼卿

従三位行修理大夫藤原朝臣顯季卿

散位正四位下源朝臣顯仲

正四位下行越前守兼中宮権大進藤原朝臣仲実

従四位上行木工頭源朝臣俊頼

従四位上行右近権少将兼備中権介源朝臣師時散位

従四位下藤原朝臣顯仲

散位従五位上前左衛門佐藤原朝臣基俊

権少僧都永縁

阿闍梨伝燈大法師位隆源

前斎院肥後

高倉一宮紀伊

前斎院河内百舎花

右は一六人本の群書類従本によつたが、一四人本には源顯仲と永縁の記載がない。この流布本である慶安版本と比較すると、さほど大きな相違はなく、師頼のところへ右兵衛督源朝臣がへ右

兵衛督兼備中權守と兼官を書き、師時の入右近權少將が入右近權中將となり、ちよつとして書きあやまりと考えられる程度の相違であるが、堀川百首肝要抄のような入越前守藤原仲実中宮亮イ入右京權大夫源俊頼入右近衛中將源師時入權律師隆源本上頭イという記載を持った伝本のあることも注意しなくてはならない。肝要抄の官位記載は、たとえば俊頼は右京權大夫であつたこととはなく、左京權大夫の誤りであつたとしても、彼がその官であつて、師時が中將であつた時期はありえないというように、それ自身矛盾を持つものなので肝要抄の記載を信用すべきだ、考慮すべきだということにはならないが、流布本の記載は堀河百首が奏覽されたときのものがそのまま伝えられているのかどうかといった疑問をいだかせるのである。いったいいつ、だが、堀河百首という書物にまとめ、どのような方法で官位を記したのか。なぜ諸本間に異同が生じたのか。伝本研究を主題にしていない本稿では解決することのできない問題である。

いまは、この官位記載は、後人の所為であるかもしれないと考えておこう。彼が奏覽の年次を正しく記憶していたかどうか不明である。しかし、ある時と思惟しあるいは判断してその時を基準に官位を記述したのであろう。まず、上限を考えるが、康和五年以前のものは省く。

康和五年正月二日 從二位權中納言国信は正二位となつた。

同年八月十七日 正二位權大納言公実た。は春宮大夫を兼ねた。

長治元年一月一日 修理大夫顯季は從三位に叙した。

同年二月二七日 備中守仲実は臨時除目で越前守になつた(殿曆)。

同二年三月一六日 左京權大夫俊頼は木工頭に任ぜられた(中右記)。

同年五月二九日 權律師永縁は權少僧都となつた。

右が上限となる。官位記載は各種の補任で確かめてみて、けつしていいかげんなものとは思われない。仲実・俊頼・師時は朝野群載「朝儀下 殿上月奏」長治三年正月の条に長治二年二月現在で

正四位下行越前守兼中宮權大進藤原朝臣仲実 上日六 夜六

從四位上行木工頭源朝臣俊頼 上日一九 夜十五

從四位上行右近衛權少將兼備中光源朝臣師時 上日廿八 夜

廿四

とあり、堀河百首の記載が正確でまた正式なものであることがわかるのである。ただ源頭仲の場合、康和四年七月二日に從三位になつていたので、正四位下はとうぜんそれ以前でなければならぬ。上限を決定する資料にした国信以下六人の記載を疑がうより、伯頭仲が疑がわしいと考えるべきであらう。統本朝通鑑も疑問とし、石田氏も伯頭仲と永縁の二人は入後人の手で体裁を一にする為にい加減に加へたものではなからうかと考えている。一四人本には伯頭仲と永縁はないが、矛盾するのは伯頭仲だけかどうかどうしたことがおこつたか、堀河百首という書物の成立過程に関する事柄のことなのかどうかということも、まったく不明である。肝要抄などの異文が存在することなどからも、全幅の信頼は

おけないが、これを記載したものが、いつを基準にしていたかということは考えておく必要があるのである。

下限は、

長治三年（嘉承元年）三月一日 匡房は権中納言を去って  
太宰権帥となった。

同

日 師時は右近権少将より右中將に進んだ。

右の匡房と師時によって決定することができる。

以上によって堀河百首が計画されて奏覧にいたった年次はほぼ推定できる。今鏡の記事によれば、大江匡房が太宰府から帰京した康和四年六月一三日以後で、尊勝寺の金堂等の落慶供養の行われた同年七月二日より、長治元年二月二九日や翌二年一二月一九日前後であったほうが都合がよい。仲実の述懐歌をそのまま信用すれば長治三年春前後。官位記載からは長治二年五月二九日から翌三年三月一日の間、誤差をみこんでその前後という月日が導きだせるのである。論文ではないのでくわしいことはわからないが、和歌文学辞典の年表が「長治末」嘉承一、堀河院百首和歌奏覧がVといひ、群書解題が「長治二年春から翌三年春までの間に奏覧されたものであろう」といふ推定はほぼ妥当なものである。おそらく、堀河天皇が准提堂を供養した長治二年一二月一九日前後（つまり、発起はそれよりはやく、奏覧はその後）のあたりがもっとも蓋然性が高いのではないだろうか。

5

△堀河院の御時百首の歌めしける時Vを明確にするには、その目的や発起者、撰者の問題と相関させる必要がある。歌壇の状態やその志向を考えておこう。堀河百首が発起され奏覧されたのは康和長治という堀河天皇期の末期である。白河天皇期の歌壇はすでになんどもびてい<sup>（注）</sup>るように、その近習によって占められていた。すべてのものが政治の問題に結びつき、政治による解決のぞまれた時代であった。彼等は撰家に抵抗して合法的に律令制を回復しようとし、古代への復帰を叫んだのである。すでにその傾向を強めていた和歌に、経世の思想が持ちこまれ、聖代を憧憬するものとして内裏歌合を催し、後拾遺集を編纂したのであった。

注 「後拾遺集成立における撰者の役割」『文学語学』二二号

白河朝の親政は中下級貴族の支持をうけて意外な成功をおさめると、近臣達はさらに自由な、今度は律令制にとらわれない、政治形態を要求する。ここに院政がはじまるが、律令制と同行した晴の歌を従前のように尊重し利用することもなくなったのである。また院政は親裁を延長したものでありながら、同時に、強力な政治権力を集中したわけではなく、むしろその逆で、内裏をうしろだてとして撰家は力を回復し、政治権力とともに一時的には、歌壇も院と内裏と撰家に三分したのであった。撰家は王室との関係<sup>（注）</sup>を強調し、撰関政治の正当さを主張する。過去の栄光を誇る栄花物語がこうした歴史の間隙に成立し、その登場人物である経信や伯母などが中心となって大規模な懐古的な歌合を披講する。また内裏では、あらたに外戚となった村上源氏が力をえ、若い天

皇や中宮のお気にいりとして源国信などの近習が雅会を開くこともあったのである。

注 「俊頼——父の薨ずるまで」(『平安朝文学研究』昭和三七  
年一月)

堀河百首が背景とするのは堀河朝末期の康和長治の時代である。院庁の権力は日をおって強大になったが、康和元年に関白師通、同三年にその父関白師実が死去した。具体例は省略するが政権はまったく院に移ったのである。内裏にも院の勢力が入りこむが、それにさきだつ承徳二年(一〇九八)の茨子入内がこの面での大きな出来事である。茨子は政の近臣公実の妹で、院の命令で入内したのであり、内裏の近臣の構成も変化するのである。また歌壇も、前代に活躍した経信、通俊、頭房等は他界し、撰家歌壇は老衰していた。白河院のほうでも、郁芳門院が永長元年(一〇九六)に薨じてからは委細不明の歌会が康和三年に一度行われたにすぎなかった。内裏をのぞくとふるわず、歌壇は再編成の時期を迎えていたのである。

内裏歌壇の場合もやはり新しい変化が認められるのである。国信や仲実が私邸で小規模な歌会を催すことはあったが、これらをのぞくと、従来の近臣だけが集会して天皇や中宮のもとで歌会歌合を披講するということはたえてみられないのである。内裏に院の近臣が入りこみ、新しい近臣層を形成し、同時に歌壇は一つにまとまったのである。その構成内容が変化していることはいうまでもない。康和四年閏五月の堀河院艶書合からその間の事情をう

かがうことにしたい。

艶書合というのは、男から女に懸想文を出して返歌をとり、贈歌と答歌のできばえを競う趣向であるが、堀河百首の歌人一六人中一〇名がこれに参加している。僧籍にある永縁隆源と太宰府にいた匡房の三人をのぞくと、一三人のうち一〇人が参加したことになり、両者の関係の深さが理解できる。この歌合は後世、その名称や趣向ゆえに著名であり、注目されているが、規模は決して大きなものではなかったらしい。殿曆の著者右大臣忠実はそれに参加せず、△小和歌会▽が催されたということだけを記録している。撰家の忠実が出席しないのは、内々の歌会であったためである。注目すべきことである。また従来内裏のこうした内々の雅会に顔を見せたことのない公実・頭季・頭仲が参加しており、近臣の構成、歌壇の構造が変化していることを気づかせるのである。この人的構成のうえで一番左歌を詠んだ公実をやはり注意すべきである。彼は二ヵ月前の三月に同腹の弟保実を失っており、喪に服すべきおりで、参内はできないはずであった。

なぜ喪に服さずに新趣向の艶書合などに出席するのか。この疑問は容易に解決することはできない。院や天皇の殊遇をうけ、重要な地位にいて職務上それができない、そのような理由によるのであろうが、具体的には不明で、推理しても臆説にとどまるものである。無用な臆測かもしれないが、筆者は、喪に服さず、艶書合に加わったことを、女御茨子の入内や鳥羽院の誕生と結びつけて考えている。実弟の死は三月、艶書合は閏五月、皇子誕生は翌五年正月である。女御は上皇のあとおしで天皇の寵をえ、中宮は

しりぞけられていたのである。妹が皇子を生むかもしれないと聞けば、喪など服してはいられたらなかつたらう。この規格はずれの陽気な歌合に皇嗣誕生を待つ、近臣たちのめでたい気分は認められないだろうか。もちろん、臆説にこだわることはすまい。しかし、公実が当時、政界においても、歌壇においても重要な人物であつたことは無視することのできない事実である。

6

皇子が康和五年正月一六日に誕生した。のちの鳥羽天皇である。天皇は母が后でないのに、七夜に非例の御養産をし、法皇は二五日に御幸して皇子を見ている。同日母の女御茨子が卒去すると、皇子は白河院にひきとられ、まもなく、立親王を経て太子となつた。親王家の家司や春宮坊の諸司には公実が勅別当、東宮大夫となつたように、顯季・為房・顯隆をはじめとする院司・院判官代・院殿上人という、いわゆる△院の近臣▽たちが多数補せられたのである。天皇は病弱で皇子がなく、法皇が重祚を考へていた時代であつた。

長治元年になると中宮御所で御会が催され、院侍臣の鳥羽殿の歌会も行われたが、東宮御所での歌会を注意したい。四月二七日に東宮殿上で△庭松久縁▽がよまれ、同年夏には東宮藏人所で△鶴有退齡▽が作られている。序文が「扶桑古文集」に伝えられているのみで詳細は不明であるが、前者は藤原教宗の作、後者は紀行康の名になっているが、実は大江匡房が作り与えたものと注されている。小規模ではあつても形のとのつたものであつたの

だらう。他にも、年次は不明であるが、同書に藤原実兼作の、東宮大進顯隆の宿所で披講した△秋情在菊▽題和歌の序文もあり、侍臣たちのなみなならぬ関心がうかがえるのである。大進顯隆のちに△夜の関白▽といわれる院政の実力者、葉室顯隆であり、他の近臣との関係はのちにのべるが、東宮藏人には弟の長隆がおり、東宮和歌における顯隆の役割は重要視すべきである。

顯隆にはさらに重要なことがあつた。長治二年三月四日に百首和歌を東宮御所で披講したのである。作品は残っていないが、さきの藤原実兼の書いた序文が伝えられている。

春日於左監門藤次將青園直廬、詠百首和歌序□□黑主玄孫赤丸実兼也

近世歌仙之輩、各有百首之和歌。或謂繼柿本之余風、或謂伝山辺之遺塵。蓋斯道之再昌也。爰左監門藤次將、風暇日相戲云、見賢思齊、雖愚所羨也。我等試欲定寸陰於半日之程、繼六義於百篇之跡。敢不顯後日朝、只為催遇境之興也。已出言約沈思忽成。未刻出題、秉燭修篇。聊走短筆、以記大概。于時長治第二之年、暮春之四日而已。

写本で伝わる「和歌真字序」におさめられた序文であるが、「大日本史料」天永三年四月三日△六位藏人藤原実兼卒ス▽の条に合載されている。青園は青園で東宮を意味する。東宮と関係のある左監門藤次將となると、やはり大進顯隆であろう。顯隆は当時、左衛門権佐で正防鴨河使、左少弁、播磨介を兼ね、正五位下であつたのである。

なぜ顯隆は百首和歌を行ったのか、序文の記述は具体的とはい



えない。また堀河百首とこの東宮百首とはどちらが早い。願隆の生涯から考えても両者が無関係であったとは考えられない。父の為房が白河院の近臣であったことや、伯母の光子が堀河天皇の乳母であった関係で、寛治元年（一〇八七）一七歳で院藏人となり、殊遇をうけて八夜の関白へと成長するのであるが、東宮との関係も深い。女御英子は康和四年八月に著帯の儀をすませると彼の五条高倉第に退下して東宮をうみ、その後同所に卒去したのであるが、すぐにつけられた乳母のなかに彼の妻の播磨君がいたのである。願隆のこうした履歴をみ、そして、堀河百首の歌人達を考えると、公実願季らにたいし、願隆は院庁と東宮御所の両方における下僚であり、面倒をみてもらった従二位光子は公実の室なのである。序文を書いた実兼の場合も同様で、実兼は母方の関係で公実をはじめとする堀河百首の歌人達と親族であり、そのうえ学問のうえでは大江匡房を師と仰いでいたのである。どちらがさきになり、どちらがあとになっても、あとになったものが、さきの百首の存在を知らなかったと、考えることはできない。

あとの百首は先行の百首の影響を受けたはずである。推察するに先行したのは願隆の東宮百首であろう。序文は近世歌仙が百首和歌を作っているのもそれをまねたといっている。△近世▽という言葉は、△当時▽△当代▽と違う。今日、△近世▽は江戸時代を、△近代▽は明治大正をさし、昭和に入っても戦後をさすことではないのである。「近代秀歌」も大納言経信から父俊成の秀歌を撰び、その間の時代を近代とよんでいる。ただ、後拾遺集の序文は古今後撰両集の時代にたいして、その後の時代を△近き世▽と

いっており、△今の世▽をどうも包摂しているようにうけとれるが、それ以前の時代と対比した表現であり、一般的なことではない。すくなくとも、仮りに成立していたとしても、一、二年前以上はさかのぼれない堀河百首や同時代の歌人をさして△近世歌仙之輩、各有百首之和歌▽という表現をしたとは考えられない。また公実らの堀河百首を無視してこうした記述をしたということはずでのべたように、なおさら考えにくいことがらであった。

十分な論証はできないが、この時代の歌人達には和歌の歴史のうえでも新しい時代を迎えたという考えがあった。△近世▽は後拾遺集の時代、つまり天曆から応徳の時代ではないであろうか。百首を詠じた歌人を近世から撰ぶとすると、願隆らの庶幾した近世歌人は源重之らであったであろうと考えられてくるのである。重之は東宮時代の冷泉院に△重之帯刀にてはべりし時、春宮に歌召しければ▽という百首を奉っている。東宮百首はこれを想起したのではなかるうか。おそらくそれと前後する曾丹・順・惠麿・和泉式部らの百首をいっしょにして近世歌仙の百首と考えたのであろう。

## 7

堀河百首は願隆らの東宮百首の影響をうけたはずである。その勸進も長治二年三月四日以後と考えるべきであろう。ついで、その目的や勸進者の問題を推察する。

願隆らは東宮御所で、小規模ではあるが、形式のととのった歌会を催している。赤ん坊の東宮が命じるわけもなく、それを喜こ

ぶわけもない。侍臣たちは和歌が好きだったのだらうが、むしろ当時の和歌観として歌会を催すことに特別な意義を認めていたと考えるべきであらう。彼らは東宮が健やかに成長することを祈る。聖天子となることを祈る。侍臣たちはこうした願望を現在持っていることを主張したい。東宮のためならばという、東宮御所につとめる彼らの姿勢を主張できるものがあるならばなんでもしたいのである。このようななかで願降らは、近世歌仙の百首和歌Vを思い出したのである。序文を書いた実兼は一度聞いたことは決して忘れぬという秀才だが、それに気づいたのはだれか、願降か実兼かということは無用な詮索である。細かなことはもとよりわからないが、東宮侍臣と彼らを統率する東宮大夫公実とのあいだに、東宮にたいする考え方に大きな差異があったとは思われないのである。院や天皇や貴族たちがこぞってまわびた皇子である。こういう天皇になってほしいという公約教的な願望のなかで、歌会が行われ、百首が作られたのである。さらに公実や願降らの東宮関係者は、政治をも栄花をもそこも集中したい。いずれはすべてのものをその組織のなかに組みこみたいとも思ったであらう。

和歌は久しい以前から完全に晴のものになっていった。公実はかつて白河朝に天皇や通俊らと親政の樹立に尽力し、その一環として行われた歌会歌合に参加している。攝家が再度の没落にあり、院庁が強大になり、内裏にその勢力が侵入し、妹の茨子が入内し彼は近臣の筆頭となる。東宮が生まれ、彼は大夫となった。親族でその因縁浅からぬ願降が大進となり、彼を中心に歌会が催され

る。彼は公実を見習ったであらう。とにかく、東宮御所で百首の歌会を張行したのである。公実は、その意義を正しく知り、願降と同じく、源重之らがかつて春宮時代の冷泉院に百首を奉ったことを思い浮かべたことであらう。

堀河百首勸進の目的や発起者を明確にしようという試みは、その性質上、百万言をついやしても、考証するのは不可能なかもしれない。東宮百首の影響を受けたものと見なし、これを主宰した願降と公実との関係を各方面から論じてみても、勸進者は公実と同じく東宮の成長の祈ったものというのは、推論として蓋然性をもつものにすぎないのである。しかし、古本の奥書や古注には、 $\wedge$ ただ春宮大夫公実発起し、各々随喜の輩これを詠ず。かの大夫の家にて披講すVという所伝があるのである。十分とはいえないが、所伝と推論とはあい補ってたがいに万金の重さを与えあっているのである。

編纂物の撰者が不明の場合、権力者を据えると蓋然性を持つものであるので、注意するべきであるという。公実は当時もっとも有力な貴族である。だが他の実力者を考えることはできるだらうか。白河院は和歌にほとんど興味をよせていない。現実には政權を集中しているデイスポットは歌会を催し、歌人に百首を詠ませて、なんら加えるものはないのである。天皇は病気がちで、その動機を明確になしがたい。かりに命じるのなら百首よりも勸撰集が帝王の仕事にふさわしいであらう。勸撰集の準備ではなかったかと考えてみても、勸撰集に先立って百首を行なうというのは後世的な考え方である。勸撰集が作られるには、それなりの条件が

必要であるが、康和長治期の天皇や近臣に、天皇権の伸長増大を願ひ、すべてをその機構のなかにおさめようという積極的な意欲があったなどと考えることはできない。それならば、他の歌人はどうであろうか。撰集の場合と同様で、この発起者は歌人としての才能をとくに考える必要はない。たとえば、俊頼や基俊を考えたようにしても、まずその動機すら発見することはできない。

また、堀河百首の人撰は、院や天皇の意向が加わっているとは、偏向しており、撰家ということも、まったく考えられない。また、俊頼や基俊がしたとしては、公実・匡房・国信・師頼・頭季・伯頭仲ら公卿の歌を集めているのが妙であり、国信かと思つても院の近臣が多くて腑に落ちない。

いろいろな場合を空想しても、現在のところ、古来の公実説に随うのがもっとも合理的のようである。東宮大夫公実は東宮百首に影響されて伝えられるように勧進し、彼の家で披講したと考えよからう。彼が依頼すれば、大江匡房は勅命でなくとも、気軽に承知して題を撰定するであろう。第一流の歌人を集めることも彼にしてはじめてできることであろう。頭季と匡房は公実と同じく院庁の初任の別当であるが、頭季は公実の父実季の養子となりさらに公実の母の妹で後拾遺集撰者通俊の妹でもある経平女を妻としてゐる。通俊はすでに死んでいるが、公実には叔父にあつてゐる。そして隆源と師頼妻は通俊の甥と姪で公実のいとこにあつた。佐頭仲は通俊と同じく小野宮より出、仲実は公実の室光子の妹を妻としてゐる。さらに、河内は妹茨子の女房というように公実の親族姻戚は多く、今日判明するだけでも多数の關係者を発

見することができるのである。これは、後拾遺集歌壇の關係者でもあり、院庁の關係者でもあるのである。堀河百首の歌人は彼らのほかに、天皇の外戚である村上源氏の師頼・師時・国信・頭仲の旧近臣、それに俊頼・基俊・永縁・紀伊・肥後という歌人が参加したのであり、院の勢力を加えた新しい近臣の構成員が新しい歌壇を構成し、堀河百首の歌人になつたといえよう。だが、小規模であつたと思へぬ堀河百首の人的構成が、内々のものといわれる艶書合以上に、小規模で偏向していることに注目すべきである。たとえば艶書合にみえた俊忠・忠教ら撰家關係者の名前はみえない。俊忠は御子左家長家の孫。忠教は前関白師実男である。内裏歌壇が公実の關係者でしめられる傾向にあつたことを考慮にいれるべきであらうが、この非常にかたよつた人撰は、公実が勧進し彼の邸で披講された、はじめは勅命によつたものではない、という所伝にそつて、公実の主體的な役割を認め、彼の意向を反映していると考えらるべきであらう。

## 8

本稿の表題に用いたように、金葉集や散木奇歌集はこの百首が△召された▽と表現している。奏覧を経過したのであらう。所伝も現在の研究者も、最終的には奏覧というかたちをとつたと考えてゐる。公実の百首がいつ堀河百首になつたのだろうか。

そのまゝに、公実は勸進者で人撰は彼の意向にそつたものといつても、すべての仕事を公実がしたのだろうか。歌人に手紙を書いて依頼する。おそければ催促し、各歌人と細かなうちあわせを

し、集つてからも全体の体裁を整える。こうした編者の仕事を公  
実はしたろうか。實際の担当者は別人と考えるべきであろう。  
召しかかえているものに実務をさせたかと考えるよりも、俊頼が  
その任にあつたと考えたいと思う。石田吉貞氏はこの堀河百首  
が祐子内親王家紀伊集に左京権大夫百首と記るされているこ  
とを重視し、八源俊頼がその創案者であり勧誘者であつたと考へ  
たいと前掲書でべている。左京権大夫は俊頼である。紀伊集  
の記載は他の所伝よりも信憑性を認めるべきであろう。しかし、  
堀河百首の二九首の前におかれた左京権大夫百首のうちととい  
う記載は、<sup>(注)</sup> けて理解しやすいことがらではない。書写の誤りが  
ないにしても、十分に委をつくした記載でないのではないのか。  
あるいは紀伊がただそう思つただけではないのか。そんな疑問を  
感じさせるのである。

注 夫木抄三巻、鼓の部に左京権大夫百首中の八うちな  
らす人のなければの歌がとられ、八頼季卿すめける百  
首と注されている。左京権大夫を八修理大夫と誤つ  
たものであろうか。紀伊集・夫木集研究の成果をまちたい。

俊頼が発起したと考えにくいことはすでにのべた。しかし、俊  
頼はすぐれた歌人であるのに、百首に思いなやみ、とくに花鬘歌  
上を天皇から免除されている。不思議なことである。歌を作るほ  
かに、なにかを心配する立場にいたからではないかと思う。また  
すでにのべたように、述懐歌を俊頼は長歌、仲実は旋頭歌で詠じ  
ている。古今集の通りに歌を奉るよう命じられた貫之は歌にそえ

る長歌をよんだ。永久百首の場合にも、勧進者兼撰者の仲実は、  
述懐を長歌で詠じているのである。堀河百首の俊頼や仲実は他の  
歌人と同じようにたんに百首を詠じたのではなく、百首の成立に  
責任を持つ立場にあつたものと思う。俊頼の所収歌はすぐれてい  
るというよりも特殊である。肝要抄が指摘しているように述懐歌  
が多い。述懐百首とよぶべきものである。八沈倫をなげく百首  
の型式を踏襲したわけであるが、他の歌人はその点に留意してい  
ると思われない。おそらく勧進者公実の委嘱をうけて実務をま  
かされたのであろう。公実と親交のあつたことは散木集にうかが  
え、八また太政大臣殿の近衛の家に新院の東宮と申しける時おは  
しましけるころ、大夫公実の宿所で遊ばれけるに、人々酔ひさま  
されてまはるゝをみて、頼隆の父為房が詠んだ連歌に公実に代  
つてつけたものを収めている。公実や俊頼のはたらきが、それぞ  
れの歌や、堀河百首という作品にどんな影響を与えたか、十分検  
討すべき問題であるが、方法を改めることとし、次回にゆずる。

八叡聞の時期を推測するのは困難である。近臣が参加してい  
るから、東宮百首をまねて公実が発起し、彼の邸で披講したこと  
をつぶさに天皇はしつていたかもしれないが、所伝は、公実邸で  
の披講後叡聞におよんだという。俊頼の花鬘を許したという今鏡  
の記事をどう理解するかということになるが、尊勝寺落慶供養の  
ころ、俊頼がひきつづき編集責任者として奏覧の準備をし日時に  
おわれて体裁をととのえる仕事をしていたことをいっているのだ  
もあろうか。落慶供養は、現在のところ、長治二年一月十九日  
の尊勝寺の阿弥陀・准提・法華三堂のそれをさすものとしたい。

子育の准提堂は天皇がとくに祈願をこめて建立し、匡房が願文を書いているのである。俊頼は堀河百首のために特別の配慮をうけたのは、供養の日程がきまり、俊頼らがこれから上面して花鬘を作るうという時期。天皇は当時病気がちで、供養は予定よりもおくれるとも、早くなることはないから、一月十九日あまり近づけずに、秋か夏のころであろう。

奏覧は仲実が五〇歳になる長治元年正月以後、匡房や師時の官位がかかる三月一日以前の間となるが、五〇歳は概数であるかもしれないので、長治二年も考慮に入れるべきであろう。長治二年五月二十九日以降、三年三月一日の間に奏覧を経たと見るべきであろう。東宮に縁のふかいことを思うと、はじめて内裏に来てしばらく滞在した長治二年一月二十五日から翌年二月七日の間が重要な時期に思われてくる。何の記録がなくても、勅撰集の場合を考えれば不思議なことでもないが、内裏には覚行法親王や祐子内親王の不幸もあり、天皇も病気がちであるので、奏覧は内々に行われたと考えるべきであろう。奥書の伝える八寂聞令覧之被切統之△被切統之▽というのは、天皇がしたというのだから。詳細は不明である。

細部にわたると、不明な点が多く、考証は困難である。奏覧後の切統をみると、俊頼・仲実らがその任にあたったとすると、寂聞・奏覧を東宮百首と公実百首に近づけることも可能である。寂聞・奏覧・切統の細かな時期や俊頼の役割などを具体的に考えようとすると、不明な点が多くいたずらに推測を重ねることになる。後考をまちたい。

ほぼ同様な方法や資料を用いながら、現在定説視されている、△新説▽にたいし、△旧説▽を支持することになった。つまり、成立を康和四・五年に第一次、長治元年四月より年末に最終の成立という二次にわたる成立を考え、発起したのも、題を撰んだのも俊頼とする石田吉定氏の説やその二次説を継承し、歌壇にたいする考察を加えて勅撰集の撰進の準備としてまた従来の百首歌を組題に仕立てる創意をかねて、堀河院歌壇で最終的には国信が中心になって行ったという、特殊な場と中心人物と目的とを考える橋本不美男氏の説にたいし、意見をのべている。骨子は種々の条件から推察して、堀河百首の奏覧は長治三年正月から三月一日までの間とするのが妥当である。この百首は長治二年三月四日の葉室顯隆の東宮百首の影響を受けたと考えられる。成立過程にかんする古来の所伝は重視すべきもので、公実の役割は大きい。ほぼ以上でつぎる。紙数の都合で明確にすることはできなかったが、これが両氏の説との相違点になる。だがはじめにのべたように、本稿は△堀河院の御時百首の歌めしける時▽を考えながら、康和長治期の歌壇の特質を叙述しているのである。ふれえなかつた問題も多く、伝本研究やその面での成立論をまたねばならぬ問題も多いが、堀河百首という書物の成立過程と、勸進から奏覧への過程とは、現在のところ、容易に結びつけることができな